

建 不 第 2 2 3 号
令和 3 年 5 月 1 8 日

各関係団体の長 様

千葉県県土整備部建設・不動産課長
(公印省略)

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等に関する補足について (通知)

このことについて、令和 3 年 5 月 1 4 日、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等についての補足が示されました。

つきましては、令和 3 年 5 月 1 0 日付け建不第 1 9 7 号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について (通知)」について、別紙のとおり補足しますので、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。